

運転時認知障害 早期発見チェックリスト

15

15問のうち**3問以上にチェックが入った方は要注意**です。認知症予防を心がけていただくとともに、毎年1度はご自身でチェックを行い、項目が増えるようなことがあれば専門医や専門機関の受診を検討しましょう。

番号	項目	チェック欄
1	車のキーや免許証などを探し回ることがある。	
2	道路標識の意味が思い出せないことがある。	
3	スーパーなどの駐車場で自分の車を停めた位置が分からなくなることがある。	
4	良く通る道なのに曲がる場所を間違えることがある。	
5	車で出かけたのに他の交通手段で帰ってきたことがある。	
6	アクセルとブレーキを間違えることがある。	
7	曲がる際にウインカーを出し忘れることがある。	
8	反対車線を走ってしまった(走りそうになった)。	
9	右折時に対向車の速度と距離の感覚がつかみにくくなった。	
10	車間距離を一定に保つことが苦手になった。	
11	合流が怖く(苦手)になった。	
12	駐車場のラインや、枠内に合わせて車を停めることが難しくなった。	
13	交差点での右左折時に歩行者や自転車が急に現れて驚くことが多くなった。	
14	運転している時にミスをしたり危険な目にあったりすると頭の中が真っ白になる。	
15	同乗者と会話しながらの運転がしづらくなった。	

日本認知症予防学会理事長 特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会理事
鳥取大学医学部教授
浦上克哉 監修
特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会 提供

愛知県内各市町村交通安全担当窓口

市町村	実施制度※	お問合せ先
名古屋	① ②	
スポーツ市民局 地域安全推進課	052-972-3123	
豊橋市	① ②	
市民協創部 安全生活課	0532-51-2550	
岡崎市	①	
市民安全部 防災交通安全課	0564-23-6340	
一宮市	① ②	
総合政策部 市民協働課	0586-28-8671	
瀬戸市	①	
市民生活部 生活安全課	0561-88-2601	
半田市	① ②	
総務部 防災安全課	0569-84-0626	
春日井市	① ②	
①市民安全課 ②都市政策課	0568-81-5111	
豊川市	① ②	
市民部 人権交通防犯課	0533-89-2149	
津島市	① ②	
市民生活部 市民協働課	0567-55-9298	
碧南市	①	
市民協働部 地域協働課	0566-95-9873	
刈谷市	①	
生活安全部 くらし安心課	0566-62-1010	
豊田市	①	
地域振興部 交通安全防犯課	0565-34-6633	
安城市	① ②	
市民生活部 市民安全課	0566-71-2219	
西尾市	① ②	
危機管理局 危機管理課	0563-65-2196	
蒲郡市	① ②	
市民生活部 交通防犯課	0533-66-1156	
犬山市	① ②	
市民部 防災交通安全課	0568-44-0347	
常滑市	① ②	
市民生活部 市民協働課	0569-47-6108	
江南市	① ②	
都市整備部 防災安全課	0587-54-1111	
小牧市	①	
市民生活部 市民安全課	0568-76-1137	
稲沢市	① ②	
総務部 危機管理課	0587-32-1159	
新城市	① ②	
総務部 行政課	0536-23-7611	
東海市	① ②	
総務部 交通防犯課	052-603-2211	
大府市	① ②	
市民協働部 危機管理課	0562-45-6320	
知多市	① ②	
①防災危機管理課 ②市民協働課	0562-33-3151	
知立市	① ②	
危機管理局 安心安全課	0566-95-0115	
尾張旭市	① ②	
市民生活部 市民活動課	0561-76-8128	
高浜市	①	
都市政策部 防災防犯グループ	0566-52-1111	

※①ヘルメット購入補助
②運転免許証自主返納支援

岩倉市	① ②	
総務部 協働安全課	0587-38-5831	
豊明市	① ②	
市民生活部 防災防犯対策課	0562-92-8305	
日進市	① ②	
生活安全部 防災交通安全課	0561-73-3494	
田原市	① ②	
総務部 総務課	0531-23-3504	
愛西市	①	
企画政策部 危機管理課	0567-55-7130	
清須市	① ②	
総務部 総務課	052-400-2911	
北名古屋市	① ②	
防災環境部 防災交通安全課	0568-22-1111	
弥富市	① ②	
市民生活部 市民協働課	0567-65-1111	
みよし市	①	
総務部 防災安全課	0561-32-8046	
あま市	① ②	
総務部 安全安心課	052-444-0862	
長久手市	① ②	
暮らし文化部 安心安全課	0561-63-1111	
東郷町	① ②	
総務部 安全安心課	0561-56-0719	
豊山町	① ②	
企画調整部 防災安全課	0568-28-0355	
大口町	① ②	
①町民安全課 ②健康いきがい課	0587-95-1111	
扶桑町	①	
総務部 総務課	0587-93-1111	
大治町	①	
建設部 都市整備課	052-444-2711	
蟹江町	① ②	
①安心安全課 ②介護支援課	0567-95-1111	
飛島村	①	
開発部 建設課	0567-97-3464	
阿久比町	①	
総務部 防災交通安全課	0569-48-1111	
東浦町	① ②	
企画政策部 住民自治課	0562-83-3111	
南知多町	②	
総務部 防災危機管理室	0569-65-0711	
美浜町	①	
総務部 防災課	0569-82-1111	
武豊町	① ②	
総務部 防災交通安全課	0569-72-1111	
幸田町	①	
総務部 防災安全課	0564-63-5148	
設楽町	②	
企画ダム対策課	0536-62-0511	
東栄町		
総務課	0536-76-0501	
豊根村		
総務課	0536-85-1311	



Step Slow Smart
交通安全スリ-S運動

1人1人のアクションで
愛知県の高齢者交通事故ゼロへ



愛知県豊橋市出身
松平 健

オーレ! 愛知県
高齢者
交通事故防止

オーレ!
アクション
その1

自転車利用者・歩行者は
**ヘルメット・
反射材を
着用しよう!**

オーレ!
アクション
その2

安全運転をサポート!!
**サポカー-S
を活用しよう!**

オーレ!
アクション
その3

運転に不安を感じたら
**免許証の自主返納・
サポートカー
限定免許の申請を!**



お問い合わせ先

愛知県 防災安全局 県民安全課交通安全グループ
☎052-954-6177

オーレ! 愛知県 / 高齢者交通事故防止

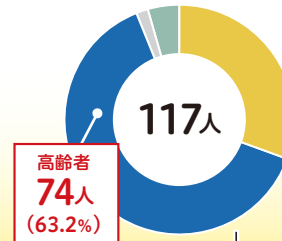
1人1人のアクションで
愛知県の高齢者交通事故ゼロへ



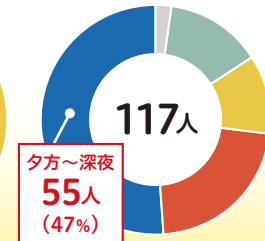
夕方～深夜帯、歩行者・自転車事故における死亡事故が多発しています。

愛知県の交通事故死者の6割以上が 65歳以上の高齢者です!

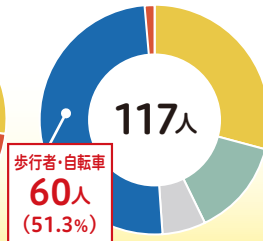
年齢層別



時間帯別



当事者別



※愛知県の交通死亡事故発生状況(2021年中)



自転車利用者・歩行者は

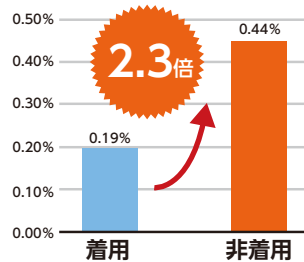
ヘルメット・反射材を着用しよう!

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方(ヘルメット非着用)のうち、半数以上が頭部に致命傷を負っています。

買い物や通勤、日常生活で自転車に乗るときは

ヘルメットを着用して、
頭部を保護しましょう。

□自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率(%)
※致死率は、死傷者のうち、死者の占める割合をいう。



※愛知県内、過去5年(2017～2021年)統計

2021年10月から

乗車用ヘルメット着用の努力義務化
自転車損害賠償責任保険等への
加入義務化

ヘルメットの購入補助制度実施中!
お問合せ先は裏表紙の一覧へ!

夕方や夜間・早朝の外出には、 「反射材」が効果的!

反射材は車両のライトを
反射して、ドライバーが
歩行者や自転車の存在に
気づきやすくなります。

ブレスレット型
反射材

タスキ型反射材

反射材バンド

反射材シール



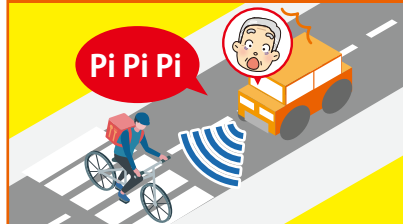
安全運転をサポート!!

サポカー-S を活用しよう!



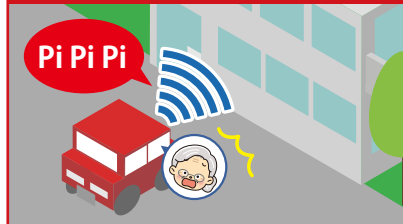
ちょっとした不注意や焦りなどにより
ペダルを踏み間違える事故が
多発しています。
サポカー-Sは衝突被害軽減ブレーキや、
ペダル踏み間違い時加速抑制装置などにより、
あなたの安全運転を支援します。

衝突被害軽減ブレーキ



前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対する警報や自動ブレーキを作動します。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置



壁や車両を検知した状態でアクセルを踏み込んだ場合、運転者に警報し、急加速を抑制します。

※作動には一定の条件があり、条件によっては、作動しない場合があります。



運転に不安を感じたら

免許証の自主返納・サポカー限定免許の申請を!

運転に不安を感じる方や、そのご家族の方は、運転免許証の自主返納について、ご検討ください。自主返納後は「運転経歴証明書」の申請が可能です。運転経歴証明書は身分証として使うこともでき、また、提示することで受けられる特典もあります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



サポカー限定免許制度とは?

運転に不安を感じる方が、免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポカーに限って運転を継続するという新たな選択肢です。

サポカー限定免許で運転できる車

下記A、Bいずれかを満たす「普通自動車」※後付けの装置は対象外

A 令和2年度以降に製造された車で、性能認定を受けた下記の①と②を備えている。

B 令和3年11月以降に義務付けられた保安基準を満たす、下記の①を備えている。

①衝突被害軽減ブレーキ

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置



※対象車両については、警察庁webサイトを参照